

【基本方針2】 安心して暮らせるまちづくり

～地域生活の支援体制の充実～

■■ 基本方針実現のためのイメージ図 ■■

めざす将来像

だれもが必要なときに 適切な保健・医療・福祉サービスを利用し 安心して暮らす 環境が整っています

■ めざす将来像を実現するために何が必要？

相談
する

いろいろな困ったことを、相談できるようにしましょう。
すべての年代で、必要な手助けが受けられるようにしましょう。

地域で
暮らす

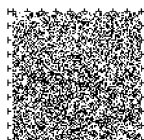
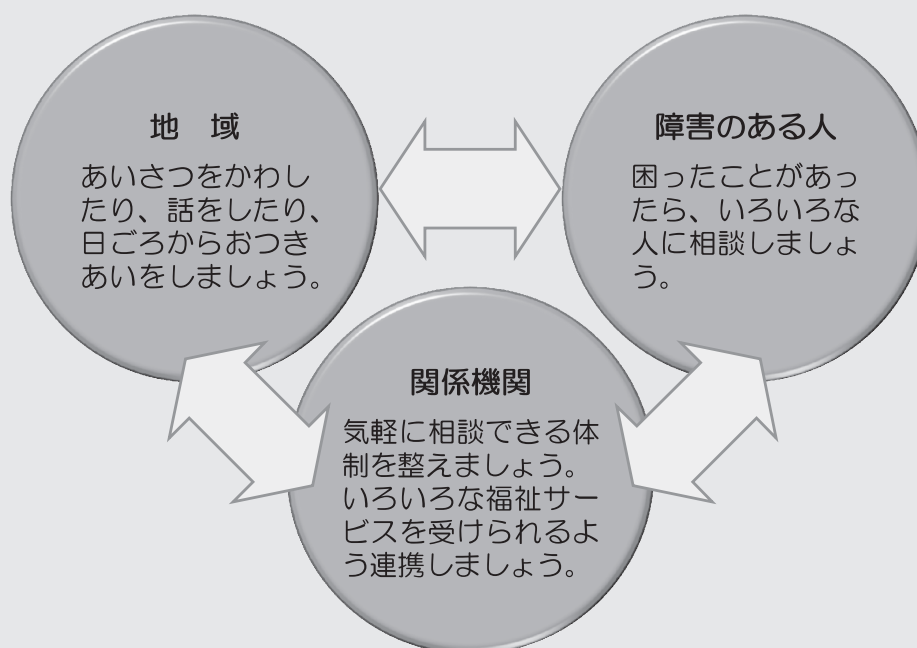
住み慣れた身近な地域で暮らせるように、福祉サービスや障害年金、手当などいろいろな制度を利用しましょう。

健康を
保つ

一人ひとりに合った心や体の健康が保てるよう適切な医療を受けるようにしましょう。

■ それぞれの立場で取り組みましょう

(その時々によって、立場は変わります)



1 相談支援体制の充実《相談する》

障害者の持つ悩みや問題は、その障害者の障害部位や障害程度、生活環境、年齢などいろいろな要因によって異なっています。家族や友人・知人のいる地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える諸問題を身近に相談でき、適切な助言を受けられる相談体制の確立が必要であり、個々のケースに対応できる専門的な情報の提供が重要となります。

現状と課題

本市では、地域福祉課の相談窓口のほか、市内の1事業所に相談支援事業を委託し、障害者とその家族からの相談に対応しています。また、障害者相談員（身体障害者相談員、知的障害者相談員）を配置して、身近な地域での支援にあたっています。

今後さらに多様化することが予想される障害者とその家族のニーズに応え、適切にサービスを組み合わせ、自立を支援していくためには、身近な地域で一人ひとりにあったケアマネジメントを行える相談支援体制の整備と障害者福祉に係る各機関の連携強化を図る必要があります。地域の社会資源間のネットワークの核となる「美祢市地域自立支援協議会」は、その設置以来、地域の関係機関によるネットワークの構築と連携の強化を図っていますが、今後もさらなる充実が望まれます。

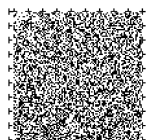
また、今後充実して欲しい情報を尋ねたアンケート調査結果を見ると、いずれの障害種別においても「困ったときに相談ができる機関・場所についての情報」と「福祉サービスの具体的な内容や利用方法に関する情報」という回答が多くなっており（P17参照）、引き続き、これら福祉サービスや相談窓口の周知に努める必要があります。

今後の取り組み

① 相談支援体制の充実

障害福祉サービス等の円滑な運用及びサービスの質の向上を図るため、相談者の年齢や障害の種類・程度など、一人ひとりの状況や生活のあり方などに対応した、柔軟で適切な情報提供及び相談支援体制の充実を図ります。

また、リーフレットや市の広報等により、障害に関する相談機関や窓口の周知に努めます。

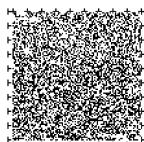


② 障害者ケアマネジメント体制の充実

単に障害福祉サービスの提供という側面にとどまらず、障害者のライフサイクルを見据え、一人ひとりのニーズに応じたサービス等利用計画を作成し、福祉・保健・医療・教育・就労が一体となった生活支援が実現できるよう、障害者のケアマネジメントを行うことができる相談支援体制の充実を図ります。

③ 「美祢市地域自立支援協議会」を核とした関係機関の連携の強化

「美祢市地域自立支援協議会」を地域の社会資源間のネットワークの核とし、この地域が抱えている障害者支援の課題の解決や困難事例への対応のあり方に関する協議を通して、地域の関係機関によるネットワークの構築と連携の強化、さらには地域資源の開発を促進します。



2 生活支援の充実《地域で暮らす》

障害者施策の目指すところは障害者が住み慣れた身近な地域で尊厳をもって自分らしく安心して生活できる体制を構築することにあります。このため、利用者本位の考え方に立って、個々の障害者の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備とサービスの量的・質的充実に努め、すべての障害者が安心して地域での生活を送れるような支援体制を確立することが必要です。

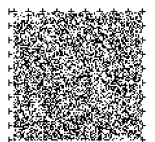
また、障害者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、福祉制度や生活に関するさまざまな情報を必要なときに手に入れることができる情報提供の充実が必要ですが、情報提供にあたって、情報の取得やコミュニケーションに特に障壁がある視覚障害者や聴覚障害者への配慮が必要であることは言うまでもありません。情報技術等を活用した情報バリアフリー化の推進を図り、障害者の自立と社会参加を支援することが重要です。

現状と課題

障害者が地域で安心して生活するためには、いつでも必要に応じて福祉サービスが受けられる環境にあることが重要です。特に、在宅生活が家族による支援のみに頼ることなく、重い障害のある人も安心して暮らせるよう、訪問系サービスや短期入所、日中一時支援の充実を図る必要があります。

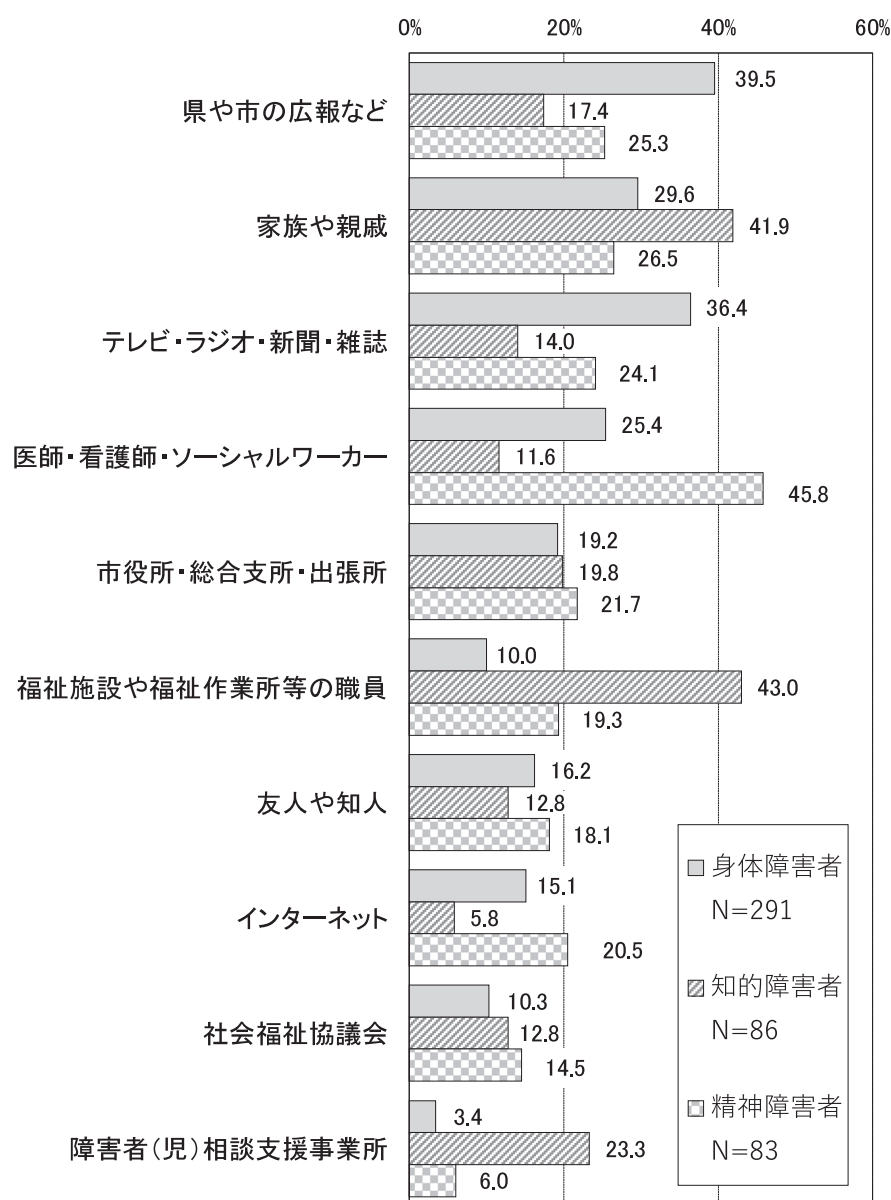
また、障害者が地域で孤立することなく、その人らしく生活するためには、日中の活動の場を充実させるとともに、移動手段の確保と外出のための移動支援の充実を図る必要があります。本市では、障害者の社会参加を積極的に進めるため、福祉タクシーの助成や、視覚障害者や肢体不自由で単身では外出できない障害者への外出時における移動支援事業を行っており、今後も同行援護など移動支援を目的とした障害福祉サービスとともに充実を図る必要があります。

なお、障害福祉サービス等の提供にあたっての国・県の基本方針として、施設入所・入院から地域生活への移行を推進することが定められていますが、本市においては、地域移行支援・地域定着支援の利用が少ない状況が続いています。精神障害者の地域移行支援については、地域移行までに長い期間が必要であり時間を要するという現実があるほか、アパート等賃貸契約時の手続きや金銭管理をはじめとする退院後のさまざまな課題への対応や不規則な時間帯や夜間の相談に対応するなど、在宅生活を総合的に支える仕組みの構築が必要です。

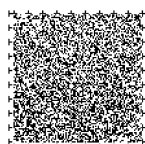


また、本市では、市の広報やホームページによってサービス等の周知を図っていますが、アンケート調査結果をみると、障害のことや福祉サービスに関する情報の入手方法として最も回答割合が高かったのは「県や市の広報」で、情報入手に「インターネット」を活用している割合は低く（図5参照）、障害者の中にまだ十分に普及しているとは言えない状況にあります。しかし、行動の制約を伴う障害者にとって、ホームページや電子メールは非常に有効な情報収集・コミュニケーションの手段となっていることから、障害による利用機会等の格差が生じないように配慮し、情報のバリアフリー化を推進するとともに、インターネット等の利用啓発も含め、障害者がインターネットを活用し必要な情報を容易に得ることができる生活の実現を図る必要があります。

図5 障害のことや福祉サービスに関する情報の入手先(上位10項目抜粋)



資料：アンケート調査結果



今後の取り組み

① 介護給付体制の充実

居宅介護等訪問系サービスの必要量の確保を図るとともに、常時介護を必要とする重度障害者や医療的なケアが必要な人など、障害者の多様な介護ニーズに対応できる体制整備に努めます。

② 短期入所（ショートステイ）・日中一時支援の提供体制の充実

在宅で生活している障害者が家族の急病等で在宅での対応が困難なときや、障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息や就労のため、短期入所、日中一時支援の提供体制の充実に努めます。

③ 移動支援等の充実

障害者の社会活動の範囲の拡大と日常生活の利便を図るため、福祉タクシーの助成を継続するとともに、その周知に努めます。

また、外出時における「移動支援」については、適切に利用できる体制を整え、支援の充実に努めます。

④ 補装具・日常生活用具の給付

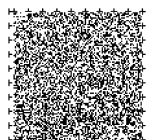
障害者の日常生活を容易にするための補装具購入費、修理費及び貸与費の一部を支給します。また、障害者の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

⑤ 年金・手当制度の周知

障害者の所得保障のため、障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知に努めます。

⑥ 入所・入院から地域生活への移行に対する支援の充実

入所施設や精神科病院から地域への移行と定着を促進するための相談窓口の周知に努めるとともに、医療機関や関係機関との連携を図り、地域生活への円滑な移行を支援します。



⑦多様な手段による情報提供の充実

各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉、教育に関する様々な情報資料については、個人情報の保護に配慮しながら、住民の誰もが手軽に入手できるよう、市の広報や市ホームページ、市公式 SNS を活用した情報提供のさらなる充実に努めます。

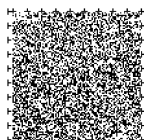
⑧市ホームページのウェブアクセシビリティ※の確保

市のホームページが障害者を含めた誰もが利用できるものとなるよう、ウェブアクセシビリティに取り組めます。

※ウェブアクセシビリティとは

高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらずウェブで提供されている情報にアクセスし利用できることをいいます。

具体的には、文字の色やコントラスト、リンクの文字数や設定の仕方、読み上げソフト利用への配慮などが求められます。



3 保健・医療の充実《健康を保つ》

障害には、先天性のものと事故や疾病、生活の環境等から生ずる後天性のものがあり、それぞれについて、早期発見、早期治療、早期療育体制を充実するとともに、後天性のものについては特に予防面を強化する必要があります。

また、障害者には、定期的な医療を必要とする人が少なくなく、その障害のために健康面での問題を抱えている人も多い状況です。特に難病の人は療養が長期にわたるため精神的・経済的な面にも配慮した保健・医療事業の実施が求められています。

さらに、障害を軽減し自立を促進するためには、リハビリテーションが重要な役割を果たしており、その一層の充実が必要です。

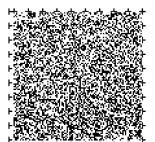
現状と課題

身体障害者の障害の原因は後天性疾病によるものが多く、中でも脳血管疾患、心疾患を原因とするものや、糖尿病の進行を起因とする腎疾患によるものが増加しています。このような生活習慣病の重症化を予防するため、市民が自分の健康に関心をもち、健康診査を受け、その結果に基づき自己管理ができるように支援することが大切です。

また、先天的な疾病や障害についても、早期に発見し、適切な治療、療育に結び付けることで障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。その意味で、妊婦や乳幼児に対する健康診査、疾病や発達に関する検査や相談といった母子保健事業も大切です。

精神疾患についても、正しい知識を持つことで、発病を予防し、初期の段階で気づき、早期に医療につながることで、重症化の防止も可能となります。しかし、精神障害に対する理解はまだ十分とはいえず、根強い偏見も残っており、早期治療に結びついていない現状があります。今後も引き続き、メンタルヘルスについての普及・啓発と併せて精神障害に対する偏見をなくしていく取り組みが必要です。

一方、障害者にとっての医療及びリハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、障害者の日常的な活動を促進し、社会参加を容易にするためにも不可欠です。特に、障害の早期発見、障害の重複化・重度化及び高齢社会の進展、医療技術の進歩等により、治療だけでなくリハビリテーション、保健指導、看護、介護等に対するニーズは大幅に増大し、質的にも高度化、多様化してきています。定期的な医学管理を必要とする障害者の増加や、障害に伴う二次障害の予防に対応するためにも、医療機関をはじめとする関係機関と連携しながら、障害者の健康管理や医療の充実を図る必要があります。



今後の取り組み

① 妊産婦に対する保健事業の充実

妊娠に対して、健康状態を定期的に確認するための妊婦健診の助成をし、妊娠中の健康管理等の充実に努めます。

② 乳幼児期における疾病や障害の早期発見・早期治療・早期療育の推進

乳幼児健診により乳幼児の成長発達を確認し、必要に応じて訪問指導や相談で発達を促すような関わりや保護者支援の充実に努めます。

また、必要に応じて専門医療機関への受診勧奨や療育機関の紹介を行い、疾病や障害の早期発見、早期治療、早期療育を推進します。

③ 生活習慣病の予防と早期発見・早期治療の促進

特定健診と保健指導により生活習慣病の予防と早期発見・早期治療を図るとともに、若いうちからの予防重視の健康づくり事業を展開し、生活習慣病及びそれに起因する障害の予防に努めます。

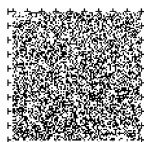
④ 精神疾患等の予防と早期発見・早期治療の促進

ストレス対策や心の健康づくりなどを促進し、精神疾患の発症を予防するとともに、保健事業やかかりつけ医等との連携による精神疾患や障害の早期発見・早期治療を促進します。

⑤ 精神保健知識の普及・啓発と心の健康づくりの推進

精神的なストレスをため込むことなく解消できるよう、家庭や学校、地域や職場において、心の健康づくりを推進し、精神保健の知識及び精神障害者への正しい理解について普及・啓発を行います。

また、思春期は人格形成上重要な時期であり、ひきこもり、不登校などさまざまな精神保健上の課題が表面化しやすいという事実を踏まえ、スクールカウンセリングの充実に努めるとともに、県の「ひきこもり地域支援センター」とも連携し、ひきこもりに悩む本人とその家族の支援を図ります。



⑥ 障害者の保健に関する情報提供と特定健診の受診勧奨

障害者の健康づくりや保健に関する情報提供の充実を図るとともに、障害者も受診しやすい健診体制の整備に努め、障害者の受診を勧めます。

⑦ 医療及びリハビリテーションの充実

難病患者の特定疾患医療費助成制度や、重度心身障害者医療費助成制度、自立支援医療制度の利用を促進し、医療費の負担軽減を図るとともに、公費負担・助成制度等についての運用を継続していきます。

また、症状や状況に応じた治療、障害の実態にあったリハビリテーション等が適切に受けられるよう、医師会や周辺の医療機関との連携を図り、治療と二次障害の予防に努めます。

